

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：海洋開発株式会社

業者の住所：山口県下関市彦島田の首町一丁目6番13号

2 指名停止措置期間：令和3年10月7日から同年11月6日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

海洋開発株式会社及びその従業員が、令和2年11月19日、山口県下関市彦島塩浜町の棧橋に係留中の同社所有クレーン付台船において、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いず、同船内において発生した船舶発生油等である衣類を焼却したとして、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反に問われ、令和3年3月18日罰金刑の略式命令を受けたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指停止措置要領 付表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内